

2 ガイドラインの位置づけ

本ガイドラインは国が定める「保育所保育指針」等に基づき、市内のすべての保育施設の保育の質が確保されるための基準として定めたものです。

活用例については p.28 に掲載しています。園内研修や自己研鑽等、各園の創意工夫のもと活用してください。

